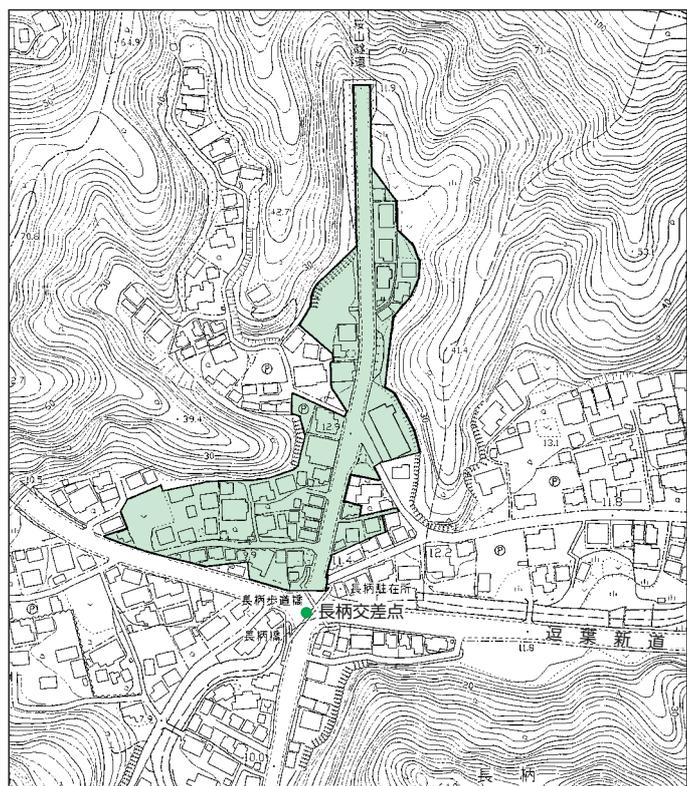
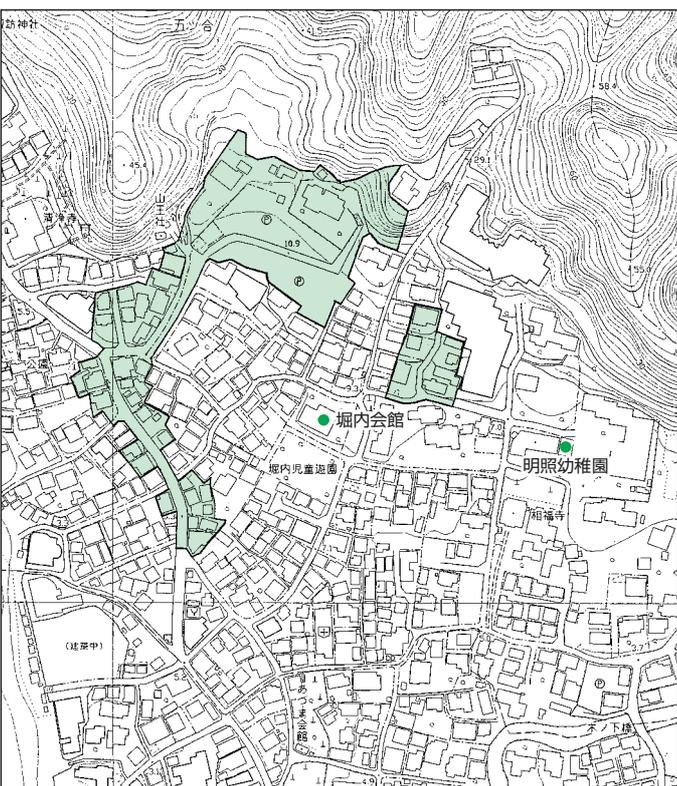
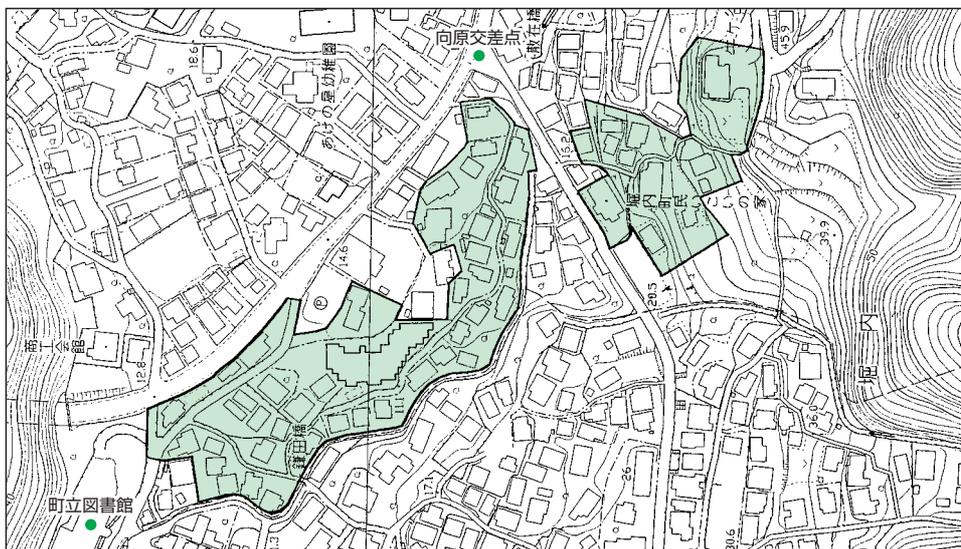
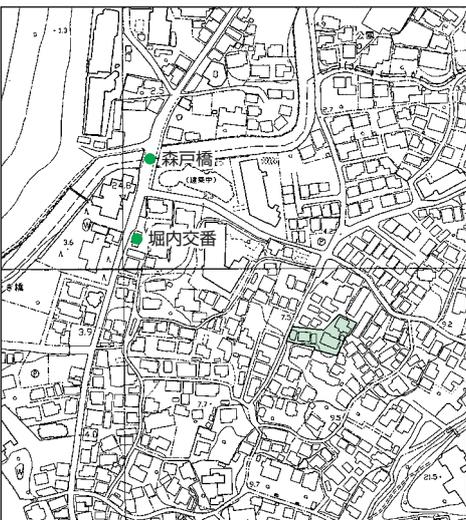


公共下水道の使用できる区域を拡大しました

この区域にお住まいの皆さんは、浄化槽をできるだけ早く廃止し、くみ取り便所は三年以内に水洗化トイレに改造して、台所や風呂場、トイレなどから出る汚水を直接公共下水道に流せるようにしなければなりません。

そのためには、町が設置した公共汚水ますに直接流せるよう、排水設備を個人が自費で施工し、管理することになります。

なお、排水設備工事は、町が指定した指定工事店でなければできません。
問合せ 下水道課 ☎内線三六一〜三六四



 下水を排除及び処理する区域

第7回 西東三鬼大賞 入選句発表(敬称略)

西東三鬼大賞 岡田風呂釜(茅ヶ崎市)
搾乳のうしろに賀客来てあたり

葉山町長賞 小野ウタ子(山梨県)

葉山町議会議長賞

金子 寿峰(埼玉県)

葉山町教育委員会教育長賞

石原美枝子(寒川町)

葉山町観光協会会長賞

宮坂美弥子(葉山町)

葉山町俳句協会会長賞

本杉 純生(厚木市)

佳作二十句

竹内美沙夫、芳賀秋良、岩田はる子、
笹沢博、梅原昭男、鏡淵和代、岡本
久夫、岡田風呂釜、新井かね、多田
武峰、内藤朋芳、丹次法男、松本時
枝、中里美恵、柳田昭子、中村和子、
中村きよ子、吉田健一



葉山町体育協会から

町体育協会は、3月27日に理事会を
開催し、4月からの新体制を決定しま
した。

名誉会長 守屋大光

会長 佐野久二

副会長 根岸郭美

副会長 松田菊雄

理事長 三橋 公

(卓球協会選出)

副理事長 根岸悠紀夫

(ソフトボール協会選出)

問合せ 生涯学習課内事務局

☎内線452



平成17年度個人住民税の改正内容について

地方税法等の改正に伴い平成17年度個人住民税の算定方法等の一部が改正
されました。

●生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の段階的廃止

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、町内に住所を有する人は、これまで均等割が非課税でしたが、平成17年度については均等割額(4,000円)の2分の1の額(2,000円)が課税されることになりました。なお、平成18年度以降は全額(4,000円)が課税されます。

●配偶者控除に上乗せして適用する配偶者特別控除の廃止

配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして控除対象配偶者(合計

所得が38万円以下の配偶者、給与収入の人はその収入額が103万円以下)に適用される部分が廃止となりました。

配偶者の合計所得が38万円を超え76万円未満(給与収入の場合は103万円を超え141万円未満)の人に適用される配偶者特別控除は、従来どおり適用されています。

◆その他に土地建物等の譲渡益課税の税率の引下げ等が実施されています。

問合せ 税務課 ☎内線251~253

平成十六年度公文書 公開・個人情報保護 制度運用状況

●公文書公開制度運用状況
分野別請求件数(三八件)

総務関係 六件

福祉環境関係 七件

都市経済関係 六件

教育関係 十七件

消防関係 二件

議会・監査・その他 〇件

処理状況

公開 十九件

一部公開 十七件

非公開 〇件

不存在 一件

取り下げ 一件

●個人情報保護制度の運用

状況

登録件数 二十八件

開示請求等 〇件

問合せ 企画課

☎内線三三二

「広報はやま」の

配布方法が変わります

七月号から各戸配布に！

「広報はやま」は、現在新聞折り込みで、皆さんのお宅にお届けしています。が、七月号から各戸配布（ポストイン）を行います。

各戸配布は、町民の皆さんのお宅の郵便受けなどに直接「広報はやま」をお届けする方法です。これにより、現在新聞を購読されていない世帯の皆さんにも「広報はやま」をお届けできるようになります。

配布日は、概ね発行号月の前月末から発行号月初めに配布する予定です。

また、七月号に掲載を希望する「葉山花壇俳壇」及び「でんごんばん」の締切日も変更します。

掲載コーナー	七月号から
葉山花壇俳壇	掲載希望月の前々月 末日必着
でんごんばん	掲載希望月の前々月 末日正午必着

なお、六月号掲載希望分までは、これまでどおりです。

問合せ 企画課 ☎内線三三三三

防災行政無線の運用が変更されます

六月一日から防災行政無線の運用が変更され、防災行政無線は左記の場合に放送されます。

緊急放送：「男性の声」で放送します

- 警戒宣言が発令された時
- 町震度計が震度四以上を計測した時
- 地震により「津波注意報」・「津波警報」・「大津波警報」が発令された時
- 上記発令事項が解除された時
- 地震により「津波なし」が発令された時
- 東海地震「観測」・「注意」・「予知」情報発令に伴う放送（※）
- 東海地震「注意」・「予知」情報又は東海地震「警戒宣言」発令時の町長による呼びかけ情報（※）
- 避難勧告・避難指示の呼びかけ放送（※）
- 災害発生時・発生後の周知事項（※）
- 気象警報が発令されたとき（※）
- 上記発令事項が解除されたとき（※）

一般放送：「女性の声」で放送します

● 町が行う行事で、緊急に周知する必要がある放送

- 非常通信訓練に関する放送（防災訓練等）
- 大規模なライフライン（電気・水道・ガス・通信・輸送等）施設の事故等に関する放送（※）
- 行方不明者・所在不明者に関する放送（※）
- 犯罪行為に対する注意情報に関する放送ほか（※）

（※）は、六月一日から追加される放送事項です。

◎注意事項

- ◆ 緊急放送は、昼夜の区別なく放送します（解除含む）。
- ◆ 緊急放送は、町内全域を対象に放送します。
- ◆ 地震を感じたら海辺にいる人・海岸線にお住まいの方は、高台に避難してください。
- ◆ その他テレビ・ラジオの放送に注意してください。

◎六月一日から次の方法でも、防災行政無線と同じ内容が確認できます

- ▲ 消防テレホンサービス（TEL八七五―

四〇〇〇）に電話する。

▲ 湘南ビーチFM（78.9MHz）を聴取する（一部受信が困難な地域があります）。

▲ 葉山町ホームページで確認する。

問合せ 消防本部

☎八七六一〇一一九 内線三一五



●●● 民間木造住宅の耐震相談会 ●●●

昨年の新潟県中越地震では十年前の阪神・淡路大震災の時ほどの人的被害はなかったものの、古い木造住宅の倒壊は多く、全壊した家屋は約二、八〇〇棟におよびました。いつ来るかわからない地震ですが、このような被害を最小限に抑え止めるためには、日ごろからわが家の耐震性を知ることが大切です。葉山町では、地震災害に備えて、専門者による木造住宅の耐震相談会を開催します。

対象建築物 (①)～(③)全てに該当

① 町民が所有し、自ら居住している建築物

希望される場合は、別途、町の補助制度が利用できます。

② 昭和五十六年以前に建築されたもの

③ 二階建以下の木造在来工法の戸建住宅又は兼用住宅

予定件数 六〇件 (一日当り二〇件)

費用 無料

日時 五月二六日(木)～二八日(土)

各日 十三時～十六時三〇分

場所 役場四階大会議室

相談会に持参するもの

建築物確認申請書や建物平面図又は間取り図などの図面を持参してください。

相談会参加申込み・問合せ

五月九日(月)～二〇日(金)

九時～十二時、十三時～十七時

(土・日を除く)の間、電話又は窓口へ直接、

都市計画課 ☎内線三五四

※予定件数に達し次第、締め切ります。

なお、耐震相談を受けた人で、下記の現地診断、耐震補強工事等の実施を

補助概要

	補助金の対象となる行為		各行為に係る金額		
			総額	補助金額	自己負担額
①	現地診断	相談会での総合評点(*)が1.0未満の場合、専門者が現地を確認	3万円	2万円	1万円
②	精密診断・耐震改修計画書の作成	現地診断でも総合評点(*)が1.0未満の場合、より専門的な観点からの診断とそれに基づいた基本的な計画	5万円	2万5千円	2万5千円
③	耐震補強工事図面の作成	実際に工事を行なう為に改修計画書に基づいた設計図の作成	12万円	6万円	6万円
④	耐震補強工事に係る監理	補強工事の施工に関して行なう見積書の確認、中間検査、完了検査、監理報告	3万円	1万5千円	1万5千円
⑤	耐震補強工事費	補強工事図面に基づいて行なう補強工事	相当額	最高限度30万円	残額

※総合評点とは…木造住宅の耐震構造性能を総合的に判断するもので、建物の安全性を数値で示すものです。

4月1日から 里道・水路(旧法定外公共物)の管理者が変わりました

道路・水路としての機能を失ったもの



財務省(関東財務局横須賀出張所)の管理となりました。

道路・水路の機能を有している法定外公共物は、葉山町の管理となります

境界確定や売払申請等は、直接財務局で行うこととなります。

なお、公図・現況等では財産管理者が明確でないため、まず葉山町にて確認してください。

問合せ

関東財務局横須賀出張所第1統括官

☎823-1047

道路河川課 ☎内線381

法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして「里道」「水路」があります。これら法定外公共物のうち機能を喪失しているものについては、4月1日以降各財務局に引き継がれました。